

續史稿集覽

89
50

8

東	京	圖	書
類	編	九	卷
類	編	九	卷
類	編	九	卷



64-50



義経後覺卷第六

目録

- 一 和州に於て奇代變化の物事
- 一 綿抜左馬介鹿介を討事
- 一 嬰兒母をいさむる事
- 一 人の妻を押し取事
- 一 伴内の事
- 一 又次郎の事
- 一 秀色懸置つひせ給ふ事
- 一 高城雄談の事
- 一 朝鮮陣をいぐる事
- 一 鹿島源五の事
- 一 平岡権六義死をいぐる事

○義経後覺卷六目録

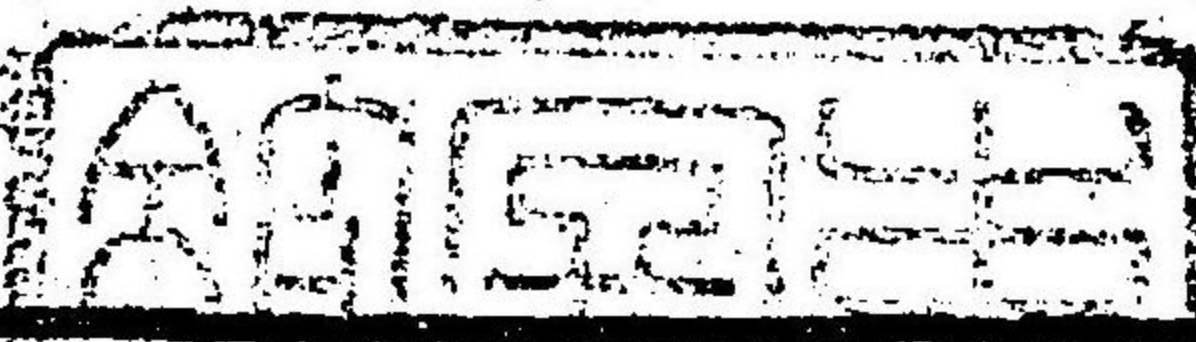


一麴屋鬪詩に及ぶ事

義後後覺卷六

於和州奇代變化の事

和州かつらぎのほりに伊勢福ののて世舉てまづづる事あり此來由をたつぬるに
 かつらぎほりに太郎左衛門と申百姓ありけり一人のむすめをもつ先年十七歳
 のことあたりちかき林にいへせんとくをけけるに俄にいゑにわ入りていふやうに
 我は神明おすけはく屋のうちをまきまきやう入をひつゝいにはの三明六通を
 得て芥菜頭のてます三界一^ハらへにするありおにくしてまたしむたき事あらはま
 せんとすまじか病になかされてうれうるものあらはたらまじ平癒をすへし口は
 しんじりて人々大にをなぐるまむちまをばへめんとしければひとに神明のの
 りしりし給ふいふあれたるわむむいゑのほかりにいゑをうくりておきにけるもるほ
 りに世にこの事おくれなけれはまよこの大みやう小みやう京大坂堺をいはずき
 せんくんでゆする事あつちあすまじ御まに座をう十人も廿人もかしこまりぬ
 て申やうに我はせんべやうのうらまひたまはりおよびはるくくまひりたり



わがはくらの雨ひを明たせし候へ申けれし伊勢福のまはるしりてく
ちかくよれのなまひてしむすむものしよを見給ひてすす事いふことしらすん
ていづたあをまひてしめのうちをかんていこせりていんちをいだしめて御符をもみ
て押しみそのうち扇をひろげていれをふしづくの給ふやうのいはくあふまいて候
る申あはたしきうはあるひら入形あるひら花より山はまことうたたる一たんよ
こはまなくくらのあはらひはなこせりしむすむは杖をも御まにすていん
くる其いさ山のうたへいしめあはたりそのほむこひのみしむすむいんせ
中風なうてあひまあふこみきたれるものうすまはなふしなちわり御ふうをむ
こみけれしす所にいんていりけるはらじものの中の入きしたんに神變奇妙と有じ
たかりしうははりあり備前中納言の北の御かた例をさあやみ給ふはらじに
御しほむすむよび給ひて騎馬のし物しほむすむいんてまらり給ひ御しほむ
御まにむすむの給ひてしう申あはたき御事の候ひていれまらり候くのたまは
いせむすむの聞給ひて御まにまなこ御まらり申てまむせし御身のまらりん

い大みやうにてかまこはる備前中納言のう申御まらりの事い北の御かた御あやみ
をたづね給ふ御まににてかまこはるの十一月にいさむむむの君いできたまふな
事あふむすむいんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
ひたちもまたまかたしう物もいはれすみのけいんていんていんていんていん
んたいらもいんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
こいんていんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
いり給ひて申あはれけるうけたまはり及びていれまふまいり候武運長久にして奉
公無事にいんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
ひてすむすむす事あはれし御入んまかちかひ人なれい來年おはし候へ當年
いんていんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
鹿をいんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
おびんていんていんていんていんていんていんていんていんていん
はらむすむいんていんていんていんていんていんていんていんていん

歳をきりあつてのちかへ〜山の中を去るにゆりあるをたじろいれりわが
 うみ出したる子あり父の君の御事も申す侍るをたじろいれりわが
 月つもり十六七さいに成にけるまじりしついでにたまひしものいぬあらず手
 足のふし〜につかみつゝ毛の生いつるほどに則山中鹿介と名付にける
 かくて器量のいかめしきのみならずうち物うちたすを引事よにすくれたり武
 略智謀をふはつて城をもちてきなめむ〜補正成にもまじりなん沙汰せり
 れ〜につかみつゝ箭のふちはある時節ふればあつた〜鹿
 介があるしをいたせば八重一重に巻たる城も〜手たてに
 おつて凡慮のをよばぬ〜鹿介だ〜れば和談にして無
 事をなすれば諸方より合力をうけて〜のち三百はかり〜入て
 中国五畿内をめぐりけるほどに小早川隆景のあつた〜
 てあるものをあつたは一定のちの事のみ〜思ひ給ひてあつた
 州へ申させ給ふ山中鹿介といふものゝ武略をなはつて其器量無雙の勇士と

たじろいれり候得共表裏のちかへ〜につかみつゝ
 弓箭の本意をそむく武士なればあつた〜給ひてあつた
 らん申させ給へは輝元公はあつた〜人数をよするもあつた
 ひま〜又ものいぬのもの〜あつた〜
 と評義ある所になぞ家中のちかへ〜存知たる至剛のちかへ〜
 處に朽葉刑部少輔晴よしの御家中に卯月一日左馬介とて大剛の兵いあれ
 を申されければあつた〜晴よしをめてして事のちかへ〜
 少輔のちかへ〜候はあつた〜鹿の介も一兩度まゐり候が中〜
 ちかへ〜のいぬのもの〜あつた〜左馬介も至剛ある
 事いあつた〜一ちかへ〜の山〜を使者につかはし候處に深谷のそはなを
 り候に〜はあつた〜左馬介をつかま〜候をおしあつて
 ちかへ〜み上を下〜候はあつた〜
 ちかへ〜のちかへ〜候はあつた〜

てやめて剃髪をすべしとぞおぼしめしにけるがくして此喝食十三と申秋のおかは
 の事あるに母のつしきを見まひのために梅雪の御寺へまゐりけるのつしき
 おおりに方丈のむたはらにて寺へのつしきのおおりに打まへはりて穴一をぞ
 してあまびにける母きつらみて大にをるるまゝいかなる為弊ぞやとてこの事を二
 つしきのおおりにけりたりけるがくしてあまびにけるものになりたる事ある
 ツのつしき信玄公の御前にておんらの頰を作ておんらの大名たちにはめら
 れ十三の秋になりておんらの取りまへにまへにしる事をなすおんらへ
 こおびてきたる侍者にしるめられたるおんらのけりとも信玄公の御目にお
 をいたしにあす事なすまじくわらわらして袖をたして梅雪和尚の御前にて
 だんのやうをたり侍りておん事を御まじけおん事をいひなれは
 へつしきおければ和尚もつしきおりに向後おたく制すおん事をいひ母を
 給ひにけるそのつしき喝食思ひけるはおんらもつしきを事におおれつしきのたはら
 れをして母にせつしきおんらへ及ぶ事もおんらもつしきおんらもつしき
 至極せりおんら

くはんにありてはひひめらへつしきおんらもつしきをためて都へのほり天龍寺妙音院
 策彦和尚へまゐりておんらもつしきおんらもつしき給ひ十八歳のつしき策彦和尚の御とも
 して入唐し給ひ歸朝のつしき廣才智徳の鐵山禪師とふり給ひて一天に其名を
 馳したまふ有難かりし事とおんら

人の妻女を押して取事

柴田修理亮越州を領し給ふとき年の六十計ある姥の其體美々敷が人
 あまなめしつれ町に宿をとりて人の妻女を押して京へのほせまへすまよしを云
 ほごに大きにならるまゝおんらもつしき事を給ふものおんらもつしき事をい
 ふんぢら曲事にならばすべし何れもめらわつしきまつる者五六人ありい
 へつしきおんらもつしきおんらもつしき修理殿のつしきおんらもつしき
 事を申ものおんらもつしきおんらもつしきおんらもつしきおんらもつしき
 うはびやうへ行て殿よりの仰おんらもつしきおんらもつしきおんらもつしき
 慮外あるおんらもつしきおんらもつしきおんらもつしきおんらもつしき

へげられたり物にて来りたりとて修理どのはいてあひて御身の予か町中へ入て
 人の妻女をりふーんにけりてあひていふいふある子細を御付ければうは申
 ける御身の事やうをまり給ふまゝ我の信長公にちかひあるものありければ
 の御意に入らうある女はうめればのへに、かぎらすいしれの國にても見立ま
 だいにつれてまいれたの仰にうして来るなりしはりたばしめとは入をつけて
 殿へうつたへさせ給へと申柴田どのさ、給ひてまはらへ思案し給ひてこれに堪
 びいふ所必定あるべしされども信長公前代未聞の無道なまらひ給ふのあひ
 だつぬでながら仕付をせばやそれとも給ひていかにうはせすもさうい横恣のも
 のかふそれ信長公の世の政法をたごしくしたまひ無道のこともひらなは罰し給
 ふ事珍しからず人の妻女を懐抱人をかこるその科至極たる事前代よりの定
 法ありふんぞ信長公の賢君を無道のいたづら者にまゐす事其罪のあらうとて
 十餘人舟にとりのせ大海へこぎいだこのみをめいてさきつめにけるそのうち柴田
 殿の信長公へかううはのむごんを申て御名をけびし國々をまはり候あいた

それがし曲事に申付候そいもにて御吟味あられ御仕置等あつてきあるべから
 んよしを申上られければ信長公あつたらけりて給ひて仰らるるまじり
 され柴田に忠節の仕置神妙にこそ候へ向後やうの者あはは此方へまはし給
 へこの御返事にてそありけるこれよりして信長公思ひまはり給ひけるまはたご
 の、分別たぐひなきよしを沙汰して萬民よりいふおのりあし日比鬼柴田
 とて武勇の人に入申せしむ其まゐるしありけりてはめぬ入のありけり

伴内の事

はんふいと云者世にたぐひなきはあこの名人にて秀次公の御まへをばはれすよ
 の中の事どもけりあるやうにけりしころとて咄をいひまじり一段の御意
 よくして不審御前に詰にけるはあしおほき中にも十のうち半分勸世又次郎
 がうつけたる事を申はちいふにけりてはけりしけ者なるやうにせしめて
 あるとき又次郎をめされにける御前にまいりて諫て罷あるいじかたもかはらわ伴
 内御前に伺公せり秀次公仰けるいかに勸世なにならばいふにけり

心のうつけぬるぞや不斷伴内かはあすをまければ大かたいなんちかうつけはなし
り又次郎いかに仰られければ勤世うけたまはりてとん候伴内と申ものい身體無
藝ふるやつにて御座候により我らがやうふる天下道具の名人のうへを申され
は口がひ申候によつて尤とぞんぞそれがかまひ申さずと申秀次公きこし
し尤おもしろし伴内返答いかに仰けれどもはんふいとつわくしてせきめんし
てごかうの義ふかりければ秀次公又次郎を大ふる利發ものごかんト給ひてま
りたるふはんふいとて大にわらはせたまふそれより又次郎が上をい申さりけり

又次郎の事

あるとき殿たちうちより給ひて勸世又次郎をよびてよろづ古今の物びたりあり
けるに座上の入申されける御身ふにてごかうのつわくし給ふぞよの中の入
さうだんするをまひばあはしはなしの一はんには御身が事をいふふりちりるを
もちなをしたしあみて見給へと申されければ又次郎きてそれなにとつらみもあ
はりにて下手を申かさいといやうそれい天下無雙ふらひあしを沙汰するふり

と云又次郎きてそれなれいし餘の事いほうにてとくるしからず我らつらみに
て知行なるはうにめはうにてつらみひ下手といはんはひあしをいひふらひふ

秀色懸置つひは給ふ事

いかに筑後國に馬が鞍をて夜晝もある満ありこの所に客僧の有てよろづむいふ
ひあしとけるか或時いたかの事をいひあがりて他領の者と口論しけるが事の
是非をも乱明し給はずこの僧を刑罰し給ふとき僧のいはく凡人を罪にお
とすは理非をせめて至極きたるとき其罪を害すれば自業偈果の利によつてう
らみなし理不盡にて害する事其うらみ深重なりをんてきとあつて藝^根痕をのぶ
しといひてうせにけり其後十四五日ありて御小性衆二三人めされてそれがし
が刀箱をもつてきたれ仰らるはうにうしとあつて二箱もらてまひりければ二
尺三寸の刀をすらすらめき給ひてめきある小性を覺入たるがの給ひてし
給ふはうに小性ころ入て刀箱のふたをもつて刀をさへて三人ながらにびら
しけり其後待從ごのましてまはらば給ふはうにうらみ衆出あひて四方八方

先家つくり在家のありさまいろいろがてうごい各別にていみじき事いはんかたぶし
 家つくりの空へひきく武家も在家も百姓もやむいみじきはるさまありはこら鴨
 居うつばりひたなまに坐るさまありこら鴨のうごいもまじう朱丹をまじしてうごい
 其内に位官のちびへんごいほりものさまありしんせむむごいのうごいこら
 だをばりてたみまじい事あるごいあるごいひら地のうごいに敷むいらぶり此のひら
 のうごい三尺に六尺のものをうごいしんせむごいごいあるひは花せえむごい
 るあるひらぶらまじいごいの草又はひりごいのうごいごいごいごいごいごいごい
 りあるごいの食物はわり物にはあらまなごいごいごいごいごいごいごいごい
 らして五人も十人もまじりびてまごいごいに大なるはんごいに水を入れてごいにすく
 らしてごいの水ごいごいを一ごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 敷むはごいの上に竹にてごいなる椅子を兩方にまごいならんて客人ごい此椅子
 のうごいに皆々座せりごい内證ごいめる所は戸口にまごいごいごいごいごいごいごい
 ひごい半張のうごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい女はごい

此ごいに住居するなりまごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 まのうごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 はごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 うごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 おき絹布ごい物の本堂間四方ばかりある石すりごいごいごいごいごいごいごい
 ある物ごいも七はごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 ごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 らんごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 けごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 火をかけた一方より焼責にせし事あればごいごいごいごいごいごいごいごい
 て落人ごいも山林にみくれて妻子ごいを岸のかたへ又はふかき谷のかけに屏風
 おごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 けごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい
 けごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごいごい

月ふかばの事ありしにみたれのいたくありしをいふはたかしの事一
りし事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
原にちんじやあくる手なすもあす雨らふりしに火のさすをいふはたかしの事
らす大まかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつめえしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
ひつなをたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
はやく打死しにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
しおは大将軍よりききしに本を一合はつしに勝りて先々よりいひ
にてあつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
はたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事

あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事

朝鮮入陣をいふ事

正月元日の未明に毛利宰相秀元の御本陣へ太鼓鏡にてよせめくるを問
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事
あつしにたかしの事ありしをいふはたかしの事一ありし事ありしをいふはたかしの事

いざきはしりかへしつゝのむね申あぐねり日本にいらしむばえにいざもつりいられ正月
元旦におつる風のやはりたるうらたふあめつるやれりまはへんしつちたれ給ひ
大手の門をひらきていづかへんていそをあらた給ふがうらたふのうらたふの
よくをいひまじりむくをあらたし四ツ時分まをあらたてらるんをあらたて
馬目五十貫をあらた給ふてそれより加藤主計殿へかけにけるなえしに三日
の間をとりをあらたけたりける

鹿島源五左衛門事

かき源五の申侍は十六ヶ國を武者あまやうまたる人なりいづのたにても
千貫して許容せられけるもある人信長公へ三千貫にて肝煎申へきたり申あれ
ければ源五申あるるをいひいひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手
細い侍の忠不忠をいひまはたすは數年忠をいひしたる侍らしくあまのいひ
をあらたにまじり許容せらるるをいひいひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手
けん次第のやうにいひけたまはり候あいたるにいひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手

れよりいづかへんていづのむね申あぐねり日本にいらしむばえにいざもつりいられ正月
も奉引せしめ入をあらたの事にていひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手

平岡権六達義死事

かきも義隆公の御子思御もはらし一忍軒の一所にあらた給ひていづのたにても
げに一の寺の見ゆればはらたにいひいひ宿して明は豊後のへんて落ゆへんていづ
たより給ふがうらたに陶門改修のうらたの三百をあらたて御あつたにいひあはれ
申けるに此寺に三位中將のうらたに一忍軒の御あつたにいひあはれ
御むかひにまじり候はちし御いで候いんか又は御いひ候むらちをいひいひ
いづかへんていづのむね申あぐねり日本にいらしむばえにいざもつりいられ正月
しつちたれ給ひ
和尙の義にいひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手
あつたにいひあはれしはしりて信長公にいひなるまにて源五の手
いづかへんていづのむね申あぐねり日本にいらしむばえにいざもつりいられ正月

かん此中將のふに平阿権六郎申て生年十九に就ける事ありけり
 かくへつむす二十日は前十五にむねを申せらるる事ありける事あり
 けり此中將の御いづか申せらるる事ありける事ありける事あり
 の事ありける事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 はかき申せらるる事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 々にきけりよしたるに法泉寺にて御うち死にとも申又は御身に
 むしめ申せらるる事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 申もの候はらじ日比御いれしをうし申せらるる事ありける事あり
 ぶらひのほえをともし事是非にをよほせとも申思は君もはらじ
 事とししむこと申せらるる事ありける事ありける事ありける事あり
 事とししむこと申せらるる事ありける事ありける事ありける事あり
 事も又君のいれしをうし申せらるる事ありける事ありける事あり

ことし御いれしをうし申せらるる事ありける事ありける事あり
 ことし御いれしをうし申せらるる事ありける事ありける事あり
 事とししむこと申せらるる事ありける事ありける事ありける事あり
 わむを御いれしをうし申せらるる事ありける事ありける事あり
 事とししむこと申せらるる事ありける事ありける事ありける事あり
 申せし相かむりしをうし申せらるる事ありける事ありける事あり
 れる事ありける事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 の事ありける事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 老たるもの事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 の事ありける事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 事とししむこと申せらるる事ありける事ありける事ありける事あり
 具をたらしむる事ありける事ありける事ありける事ありける事あり
 の事ありける事ありける事ありける事ありける事ありける事あり

○部内...
 一一八

へりおはなん壹入さつさまさき一むひをいたし候らんにいまたつき世に御座あり
 てのちるに御めいもの事、二世のむむひ三世のきんもふもふもふに御座
 候得らんの上は、おんさまの山御をもすじもすじ候へしと思ふまじたる
 ききよへんおははらもよりのまどもほこしにけらるる中將殿は住持に最期の
 十念うけ給ひて、一むひをいひ給ひし給ふ一忍軒も御まむひもはしませ
 のんき権六は阿波守にもむひ申やういそれむしこの君の家の子に平岡権六道
 高の申ものに候十四五日以前に母むいたはりによつて落去の時刻にはづれ申
 きのふき、及びはるしこれいせんとを見ご、け申さんためにいたりて候あはれ最
 期の軍候、君の御もつひまつりて眞先にて討死せんぞんとて支度してま
 いら候へしむすしく御下むい候へにちからふし人々御覽候へて腹十もんで
 いたしてそのいさしおんさまのえんじにしまたてつけれ、阿波守はごめらしてあつが
 うふるむひものむる人を生て見て、おんさまめたりけたそのほもの人々も思ふし
 いてむひをさげて、おんさまにけらるめはれなりし義死をまじり

麴屋闘諍に及ぶ事

中比西の京に麴の商買につきてあらそひをいたす事あり元來かうちをつくる事
 むむしより西の京なるをうしへるる餘方にして、おんさまのむむに東京に
 の商買をもつらむむしきは西の京よりむむはむむかはむむの所に商買
 らして餘方をむむし停止すまかる、此節東京につくる事いづかなよりの免許
 をのうぶりけるぞ子細を急度申さるゝし、由緒なきにおむていはやく商買を
 やむと是非むむしるにおむていその上本をいふと申ひははしける東
 京にあらむむしをもちゆるふんぞむむむの身を過る所作をふんぢらむ分際とし
 て停止せむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
 むむ其趣あらはをこむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
 むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
 徳本へうした入ひはむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
 むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
 むむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ

義経後覺卷之七

安井四郎左衛門誤て妻を討事

爰に江州北郡に安井四郎左衛門と云人ありむかしよりこのやまにきつね
すみけりあるつねの春は子をもつてあそびけるを女はうつくしくみてお
もひけるもらむとてこのやまのきつねのすみかふるをわかれらまうりに化し
てものいわくをすまればつたてしき事にいそいあれいかにもして屋しきをばら
んばかり事もぶる亭主にわたりければ四郎左衛門申けるは今更の事ならずむ
かしよりありきたる事なれいせむかたふしてあしき業をいままゝてきたる事
覺へするこからすこ申されけるかくきて月をすくす程にきつねはこの女房か
くいふをきけるにむかたしを思めて折をうかひけるひあるとき夜半はかりに
女房は不用ありてをきいていひて行にけるはちかんとおとりにあつたてとい
なげれい又ほこし戸をたたきていあけ給へといふほこしに安井おもひけるは女
房はたいいまもどりたるひあるこき事をいふものかおといひ女はう申けるはあれ

本めははたしてふもひに下敷にふせしむべきにこころをいひてはかたからさるかに
井いひにもたまはるるをいひてはかたからさるかに戸をあらたにすべしとて
けりていふしつみちをわらわ女はるを女はるをいひてはかたからさるかに
めりていひてはかたからさるかに女はるを女はるをいひてはかたからさるかに
り安井はかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
おのる事かたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
中をいひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
して一はかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
れあり安井はかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
トて入るあらさるかに夜中のかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
のちかひにけりていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
しるべしと思應あるべしとていひてはかたからさるかに

朝鮮人廣利の塔を造上する事

あるとき高麗國にて朝鮮人福原どのくはまぐりを五十人はかりにいははせて
きたりの其大ききいふべしとていひてはかたからさるかに一はかたからさるかに
性衆に申ひるは是をいひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
を殿くはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
くはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
へきたるものやいふべしとていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
しるべしと思應あるべしとていひてはかたからさるかに
はかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
りていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
のちかひにけりていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
のちかひにけりていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに
のちかひにけりていひてはかたからさるかに女房のちかひにけりていひてはかたからさるかに

千早川大備なれば先陣を給ふ立花の下の下にはあつてあつたは一軍にける
 異國のぐんびやうごまてしはらすまもあへんししてける入みたむがさるふもの
 を一萬も二萬もししてはるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 すたうらむなをいとはしん時のいふをしへりもかへりもめふに隆景のぐん
 せい立花ぐんびやうごまてしはらすまもあへんししてける入みたむがさるふもの
 いれかへりなむはに小早川たち花ぐんせい入馬をもしひめて見へけれ
 は備前のかひこかん一軍もかへりなむはに小早川たち花ぐんせい入馬をもしひめて見へけれ
 られて敗軍す。のつかひのつかひるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 ててしほう右火夫をすまてすてんぞうのりけるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 にのぐんごまてしはらすまもあへんししてける入みたむがさるふもの
 れをぞのまにしけるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 に發せりるるるる甲またへるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 かるるるる馬のさかたのいもはをるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

り付てふかゝるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 れをりるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 事いりるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 てしほう自由にはあすさるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

水風疾事

くちやんかいねえど云所にまよせいりて井の水をのみければ何れやら
 めらばひらひらとまじりていふものまもあへんししてける入みたむがさるふもの
 るにのぞみて川水をくみてもちるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 の色あをくもりければいりるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 後に人々おもひけるむきぬるほの事のあかりければも久しくのみたる人はあを
 くはれいでければ水風疾と名づけしははりこるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
 うちとこいめたらこへししてしひるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

松重君之丞鬼をくはるる事

ある人のいふやうに、この書・その書・その書羽のいふやうに、日のくれ
 かれば鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 る。その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 りとのいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 かに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 あり又、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 の人も、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 かひなき、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 は鳥羽の鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 其鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 して、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 するたが、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、

ある人のいふやうに、この書・その書・その書羽のいふやうに、日のくれ
 かれば鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 る。その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 りとのいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 かに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 あり又、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 の人も、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 かひなき、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 は鳥羽の鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 其鬼のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 して、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、
 するたが、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、その書羽のいふやうに、

くに比判しける事なるに爰に松重岩之丞とて中國の入ありしみやりにあ
 りしりすのほられける又、山に内山勘内にて七條まゆ一やかにいもがらにい
 らある人ありけるが、のほり鳥羽の邊にものいひききある、よしひひき
 いたりて色々にいへりしやむらあに、いもがらにいへりてあはれけるが
 ちのいもがらにいもがらあるが、あはれけるが、いもがらにいへりてあ
 けのいもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、爰に太郎次を申せしりまへんや、いもがらにいへり
 る、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 箱くあはれけるが、日よはあはれけるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、御座候しあはれけるが、いもがらにいへりてあは
 れけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 ちあはれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあ
 はれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける

ちあはれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあ
 はれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、御座候しあはれけるが、いもがらにいへりてあは
 れけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、爰に太郎次を申せしりまへんや、いもがらにいへ
 る、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 箱くあはれけるが、日よはあはれけるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、御座候しあはれけるが、いもがらにいへりてあは
 れけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける
 が、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれけるが、
 してあはれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあ
 はれけるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれ
 けるが、いもがらにいもがらあるが、いもがらにいへりてあはれける

たるたらほろくわらわめしきびしむにその武者に打付たる事の候いはなれて
 すとくもきこはらも各あるたはなればのみふくくある者一もあひてくのたにを
 かたにのけて大之丞が陣を明け入けるてきなをふびけのりまはしきりみだす中へ入
 て馬のりきりすねをらしてまんべい引すあければなごり馬もふくくあひて
 へかはしたをれば大之丞も二間はかりまきへはねをうたれたりあれたるもはちわ
 ぶの武者もれいをつらむるやまあがる所を千坊のちちをもつてたかもを打けれ
 ばはいたてをのけてせん切てまはなしけるさすか大之丞もはきられぬむらうし
 のむかあしひんぬいでもきあむらんとする所を千坊つぎて二刀ついでくびをうる
 らうろを大之丞がらうど青石藤次郎といふものかけ来て千坊のむらうかへ
 と追かくる千坊のうけをのけて引なきむらもひてまもからんかする所に千
 房がらうど下崎興入郎もまものそれむしめらんとて取てむくし青石もま
 りむすぶれをみて城中より大之丞うたれたりしむらもゆも敵にいまをうがす
 らう五十騎はかりもあらばはりしむらもあらう百騎はかりむしむらうしむらう

出たるやむらもむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 に一騎も青石もまものそれむしめらんとて取てむくし青石もま
 ほうし武者もらうし見入てむらうしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 かりに見ゆるむらもまものそれむしめらんとて取てむくし青石もま
 りのまもしむら二騎はかりもあらばはりしむらもあらう百騎はかりむしむらうしむらうしむら
 の更にかりけり手負死人むすしらす門前には入をもつてぞ敷たりけるをせて
 今いらのほうし失だわしへんこむしむらもあらう百騎はかりむしむらうしむらうしむらうしむら
 に門のうちにふる材木の山をつみて有けるを一間二間三間わたくしを引よ
 せし引ぬいしてあつらへんむらうしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 みくしもの大勢の法師一人にあられて入ける事ならんむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 おもみきみむらむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 してまへんに打ふすれば門前にぐんせいのきはらへんむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら
 いもへんしき失種もなかりこむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむらひしむら

國分寺志料

國分寺志料

續日本紀

神龜五年十二月己丑。金光明經六十四帙六百四十卷。頒於諸國。國別十卷。先是諸國所有金光明經。或國八卷。或國四卷。至是寫備頒下。隨經到日。即令轉讀。為令國家平安也。

天平九年三月丁丑。詔曰。每國令造釋迦佛像一軀。挾侍菩薩二軀。兼寫大般若經一部。

十二年六月甲戌。令天下諸國。每國法華經十部。并建七重塔焉。

九月己亥。勅四畿內七道諸國曰。比來緣莠紫境有不軌之臣。命軍討伐。願依聖祐。安百姓。故今國別造觀音菩薩像壹軀高七尺。并寫觀世音經一十卷。

十三年正月丁酉。故太政大臣藤原朝臣家。返上倉封五千戶。二千戶依

舊返賜其家。三千戶施入諸國國分寺。以充造丈六佛像之料。
三月乙巳。詔曰。朕以薄德。忝承重任。未弘政化。寤寐多慚。古之明主。皆能先業。國泰人樂。災除福至。修何政化。能臻此道。頃者年穀不豐。疫癘頻至。慙懼交集。唯勞罪己。是以廣為蒼生。遍求景福。故前年馳驛。增飾天下神宮。去歲普令天下。造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺各一鋪。并寫大般若經各一部。自今春已來。至于秋稼。風雨順序。五穀豐穰。此乃微誠啓願。靈貺如答。載惶載恐。以自寧案。經云。若有國土。講宣讀誦。恭敬供養。流通此經王者。我等四王。常來擁護。一切災障。皆使消殄。憂愁疾疫。亦令除差。所願遂心。恒生歡喜。者宜令天下諸國。各敬造七重塔一區。并寫金光明最勝王經。妙法蓮華經各十部。朕又別擬寫金字金光明最勝王經。每塔各令置一部。所冀聖法之盛。與天地而永流。擁護之恩。被幽明而恒滿。其造塔之寺。兼為國花。必擇好處。實可長久。近人則不欲。薰見所及。遠人則不欲。勞衆歸集。國司等各宜。勢在嚴

飾兼盡潔清。近感諸天。庶幾臨護。布告遐邇。令知朕意。又每國僧寺。施封五十戶。水田十町。尼寺水田十町。僧寺必令有二十僧。其寺名為金光明四天王護國之寺。尼寺必十尼。其寺名為法華滅罪之寺。兩寺相去。宜受教戒。若有闕者。即須補滿。其僧尼。每月八日。必應轉讀最勝王經。每至月半。誦戒羯磨。每月六齋日。公私不得漁獵殺生。國司等宜恒加檢校。

十六年七月甲申。詔曰。四畿內七道諸國。國別割取正稅四萬束。以入僧尼兩寺。各二萬束。每年出舉。以其息利。支造寺用。

十七年九月甲戌。令京師及諸國。寫大般若經合一百部。又造藥師像七軀。高六尺三寸。并寫經七卷。

十九年十一月乙卯。詔曰。朕以去天平十三年二月十四日。至心發願。欲使國家。永固聖法。恒修遍詔天下諸國。國別令造金光明寺法華寺。其金光明寺。各造七重塔一區。并寫金字金光明經一部。安置塔裏。而諸

國司等急緩不行。或處寺不便。或猶未開基。以爲天地災異。二願來。蓋由建乎。朕之股肱。豈令如此。是以差從四位下石川朝臣年足。從五位下阿部朝臣小島布勢朝臣宅主等。分道發遣。檢定寺地。并察作狀。國司宜與使及國師。簡定勝地。勤加營繕。又任郡司勇幹。堪濟諸事。專令主當。限來三年以前。造塔金堂僧房。悉皆令了。若能契勅。如理修造。之子孫。無絕任郡領司。其僧寺凡寺水田者。除前入數。已外更加田地。僧寺九十町。尾寺四十町。使仰所司。鑿開應施。普告國郡。知朕意焉。天平勝寶元年五月戊寅。上野國碓氷郡人外從七位上石上部君諸弟。尾張國山田郡人外從七位下生江臣安人多。伊豫國宇和郡人外大初位下凡真鎌足等。各獻當國國分寺知識物。並投外從五位上。閏五月癸酉。飛驒國大野郡大領外正七位下飛驒國造高市麻呂。上野國勢多郡小領外從七位下上毛野朝臣足人。各獻當國國分寺知識物。並投外從五位下。七月乙巳。定諸寺墾田地。限大安樂卽興福大倭國法花寺。諸國分金光

明寺。寺別一千町。大倭國國分金光明寺四千町。元興寺二千町。弘福法隆四天王崇福新樂師建興下野樂師寺筑紫觀世音寺。寺別五百町。諸國法華寺。寺別四百町。自餘定額寺。寺別一百町。

八歲六月乙酉。勅遣使於七道諸國。催檢所造國分丈六佛像。

壬辰詔曰。頃者分遣使工。檢催諸國佛像。宜來年忌日。必令造了。其佛殿兼使造備。如有佛像并殿已造畢者。亦造塔。令會忌日。夫佛法者。以慈爲先。不須因此辛苦百姓。國司并使工等。若有稱朕意者。特加褒賞。

十二日己亥。越後丹波丹後但馬因幡伯耆出雲石見美作備前備中備後安藝周防長門紀伊阿波讚波伊豫土佐筑後肥前肥後豐後日向等二十六國。國別頒下灌頂幡一具。道場幡四十九首。緋網二條。以克周忌御齋莊。鈔。用了收置金光明寺。永爲寺物。隨事出用之。

天平寶宇二年七月戊戌勅爲令。朝廷安寧天下太平。國別奉寫金剛般若

若經三十卷。安置國分僧寺二十卷。尼寺十卷。恒副金光明最勝王經。並令轉讀。

三年十一月辛未。頒下國分二寺圖於天下諸國。

四年六月乙丑。上略。元明皇太后仁慈志在救物。創建東大寺及天下國分寺者。本太后之所勸也。

七月癸丑。設皇太后七七齋於東大寺。并京師諸小寺。其天下諸國。每國奉造阿彌陀淨土畫像。仍計國內見僧尼。寫稱讚淨土經。各於國分金光明寺。禮拜供養。

五年六月庚申。設皇太后周忌齋於阿彌陀淨土院。其院者在法華寺內西南隅。為設忌齋所造也。其天下諸國。各於國分尼寺。奉造阿彌陀丈六像一軀。脇侍菩薩像二軀。

天平神護二年。後九月丙寅。伊豫國人大直足。私稻七萬七千八百束。銀二千四百四十口。墾田十町。獻當國國分寺。授其男外少初位下氏山外從

五位下。

九月戊午勅。比見伊勢美濃等國奏。為風被損。官舍數多。非但毀頽。亦亡人命。昔不問馬。先達深仁。今以傷人。朕甚悽歎。如聞國司等。朝委未稱。私利早著。倉庫懸落。稻穀爛紅。已忘暫勞。永逸之心。遂致雀鼠風雨之恒。良宰莅職。豈如此乎。自今以後。永更斯弊。宜令諸國。具錄歲中修理官舍之數。付朝集使。每年奏聞。國分二寺。亦宜准此。不得假事神異。驚人耳目。

神護景雲元年正月己未勅。畿內七道諸國。一七日間。各於國分金光明寺。行吉祥天悔過之法。因此功德。天下太平。風雨順時。五穀成熟。兆民快樂。十方有情。同霑此福。

五月戊辰。尾張國海部郡政外正八位下刑部岡足。獻當國國分寺米一千斛。授外從五位下。

六月庚子。紀伊國那賀郡大領外正六位上日置毗登弟弓。稻一萬束。獻於

當國國分寺。授外從五位下。

二年三月乙巳朔。先是北陸道使右中弁正五位下豐野真人出雲言。佐渡國造國分寺料稻一萬束。每年支在越後。常當農月。差夫運漕。海路風波。動經數月。至有漂損。復徵運脚。乞割當國田租。以充用度。云々。詔並許之。

九月壬申。尾張國言。此國與美濃國界。有鷯沼川。今年大水。其流改道。每日侵損葉栗中島海部三郡百姓田宅。又國府并國分二寺。俱居下流。若經年歲。必致漂損。望請遣解工使。開堀復其舊道。許之。

寶龜元年四月癸巳朔。美濃國方縣郡少領外從六位下國造雄萬。獻私稻二萬束於國分寺。授外從五位下。

九月辛巳。七七於山階寺設齋焉。諸國者每國屬請管國僧尼於金光明寺。并畿內七道諸國。

寶龜三年六月甲子。設仁王會於宮中及京師大小諸寺。并畿內七道諸國。

分金光明寺。

十一月丙戌詔曰。頃者風雨不調。頻年飢荒。欲救此禍。唯憑冥助。宜於天下諸國國分寺。每年正月一七日之間。行吉祥悔過。以爲恒例。

四年四月癸丑。捨山背國國分寺使田各廿町。

八年七月癸亥。震但馬國國分寺塔。

十年八月癸亥。治部省言。今檢造僧尼本籍。計會內外諸寺名帳。國分僧尼住京者多。望請住先御願。皆歸本國。若太政官處分。智行具足。情願借住。宜依願聽。以外悉還焉。

天應元年十二月癸丑。當太上天皇初七。於七大寺誦經。自是之後。每值七日。於京師諸寺誦經焉。又勅天下諸國。七七之日。令國分二寺見僧尼。奉爲設齋。以追福焉。

今皇帝 桓武天皇

延曆元年十二月壬子勅。太上天皇周忌御齋。當今月二十三日。宜令天

下諸國國分二寺見僧尼。奉爲誦經焉。

二年四月甲戌。先是去天平十三年二月初處分。每國造僧寺。必合有二十僧者。仍取精進練行。操履可稱者度之。必須數歲之間。觀彼志性始終無變。乃聽入道。而國司等不精試練。每有死闕。妄令得度。至是勅。國分寺僧死闕之替。宜以當土之僧。堪爲法師者補之。自今以後。不得新度。仍先申闕狀。待報施行。但尼依舊。

八年十二月丙申。勅曰。中宮七七御齋。當來年二月十六日。宜令天下諸國國分二寺見僧尼。奉爲誦經焉。又每七日遣使諸寺誦經。以追福焉。

類聚三代格卷第三 國分寺

勅朕以薄德。忝承重任。未弘政化。寤寐多慙。古之明王。皆能先業。國泰人樂。灾除福至。何修何勞。能致此道。頃者年穀不豐。疫癘頻至。慙懼交集。唯勞罪己。是以廣爲蒼生。過求景福。故前年馳驛。增飾天下神

宮。去年普令天下。造釋迦牟尼佛尊金像。高一丈六尺者各一鋪。并寫大般若經各一部。今春已來。至于秋稼。風雨順序。五穀豐穰。此乃微誠。啓願靈貺如答。載惶載懼。以自寧。案經云。若有國土講宣。讀誦恭敬。供養流通此經王者。我等四王常來者擁護。一切灾障皆使消殄。憂愁疾疫。亦令除去。所願遂心。恒生歡喜。宜令天下諸國。各敬造七重塔一區。並寫金光明最勝王經妙法蓮花經各十部。朕又別擬寫金字金光明最勝王經。每塔各令置一部。所冀聖法之盛。與天地而永流。擁護之恩。被幽明而恒滿。其造塔之寺。兼爲國花。必擇好處。實可長久。近人則不欲薰臭所及。遠人則不欲勞衆歸集。國司等各宜務存嚴飾。兼盡潔清。近感諸天。庶幾臨護。布告遐邇。令知朕意。又有諸願等條例如左。

一每國僧寺尼寺。各可施水田一十町。

一每國造僧寺。必令有少僧。其寺各爲金光明四天王護國之寺。尼寺一十尼。其寺各爲法花滅罪之寺。兩寺相去。宜受教戒。若有闕者。即須

補滿。其僧尼每月八日。必應轉讀最勝王經。每至月半。誦戒羯磨。一諸國置上件寺者。每月六齋日。公私不得漁傷殺生。國司等宜恒加檢校。

一願天神地祇共相和順。恒將福慶。永護國家。

一願開闢已降。先帝尊靈。長幸珠林。同遊寶刹。

一願太上天皇。大夫人藤原氏。及皇后藤原氏。皇太子已下親王。及正二位

右大臣橘宿禰諸兄等。同資此福。俱向彼岸。

一願藤原氏先後太政大臣。及皇后先妣。從一位橘氏大夫人靈識。恒奉

先帝而陪遊淨土。長願後代而常衛聖朝。乃至自古已來。至於今日。身

為大臣。竭忠奉國者。及見在子孫。俱曰此福。各繼前範。堅守君臣之

禮。長紹父祖之名。廣洽群生。通該庶品。同解憂惱。共出塵籠。

一願若惡君邪臣。犯破此願者。彼人子孫。必遇灾禍。世々長生子无佛法處。

天平十三年二月十四日

太政官符 應勅造國分寺並禁犯用寺物事

一諸國々分寺年中所造成物費用財物。依實勘錄。每年附朝集使。申上即令聞奏。

一今聞國分寺封田等物。或國曾不完造寺。亦无供養僧。而國郡司等

非理國畫或國雖有可用。猶不存心。唯收藏中。空令朽損。自今已後

不得更然。

一國令寺封。并佃稻地子等物。宜收納。寺家臨應完用。國司共知。聽國

師處分施行。

一每年奉施三寶物等。必依內教完用。及封田并諸財物。若有國郡司乖

理犯用者。即解見任官。依法科罪。永不任用。

以前被大納言正三位藤原朝臣永手宣傳奉勅如件

天平寶字八年十一月十一日

太政官符

一國分二寺應買賤寺別奴三人。婢三人。其年滿六十放免從良。若有^死孔闕去依數買慎。若別有身才功□□能可善去不須待滿六十。即須申官從良。買替繁息之後。不可更買。其價直者。使用寺家封物。若誤買惡奴婢。必返^二本主。以三年為^二晉返之期。

一國分一寺田在國司佃收以寶入寺。下符已畢。自今以後。宜付三綱耕營。又聞彼田或惡徒。費佃功得寶甚少。如是惡田。宜更改易。便以乘田及沒官田。隨近汝美者。永奉三寶之用。

一國分尼寺先度之尼十人。後度之尼十人。合廿人有施供養。同為一法。唯先十尼之中。一人死闕。即依先勅。早滿彼數。仍國司國師共簡定。申官待報符行。但後十尼者。不預此例。

一國分寺。先經造畢。塔金堂等。或已朽損。將致傾落。如是等類。宜以造寺料糶。且加修理。

以前被右大臣宣稱奉勅如件。

天平神護二年八月十八日、

勅諸國々分寺塔。及金堂。或朽損由之天平神護二年。各仰所司。以造寺料糶。隨即令修。而諸國緩急曾未修造。非露穢尊像。實亦輕慢朝命。宜早隨壞修理。不得更怠。又國分僧尼供養。除米鹽外。曾先憂厚齋會之道。豈令如此。宜警酸雜菜。優厚供養。其料度者。用寺田糶。永為恒例。

神護景雲元年十一月十二日

太政官符 應諸國講師檢校國分二寺事

右檢按內。太政官去天平十六年十月十七日勅稱。國師親臨檢校。勢令早成。用報造物子細勘錄。以申綱所。一切諸寺。亦復如元者。自茲以降。遵行既久。至于延曆十年。改國師稱講師。專任講說。不預他事。堂宇頽壞。不存修葺。尊像損汗。无情改飭。熟論其理。事不容。然今被大納言正三

位藤原朝臣園人宣。傳奉勅自今以後。宜與國司共令依件檢校。其中送用度。并勸解由。一依舊例。

弘仁十三年三月廿日

太政官符 應五畿內七道諸國轉讀金剛般若經事
右被右大臣宣傳。奉為崇道天皇。令永讀件經者。宜使國分僧。春秋二仲月別七日。存心奉讀之。經并僧數。附朝集使言上。其布施者三寶調綿十屯。衆僧各調布一端。自今以後。立為恒例。

延曆廿五年二月十七日

太政官符 應於國分尼寺安居之中令講法花經事

右被權中納言從三位兼行左衛門督陸奧出羽按察使藤原朝臣良房宣。傳奉勅。勅國分二寺建立自遠。一則名為金光明護國寺。一則號為法花滅罪寺。最勝法花二部經各十部。如法書寫。粧飾落楨。及送勸々々尼。每寺有其員。是則先帝救世利物之法迹。傳于今不朽者也。而頃年所遠一本

行僧自安居之會。獨講最勝王經。尼寺滅罪之場。无說法花妙典。與寺所設法設藏用有不同。宜仰諸國。令講讀師安居之會。先於僧寺。講最勝仁王經。次於尼寺。講妙法花經。庶幾无二无三之勝理。開示郭國家除灾植福之大善。廣被衆庶。

承和六年六月廿八日

太政官符 應令國分并定額寺僧勤六時修行事

右被右大臣宣。傳先帝創造國分二寺。分號諸國滅罪之寺。擇必勤僧尼。殊設親施具足之法。又於定額寺。雖建立有主。本願異趣。而擁護國家。豈為分別。此皆救世利物。傳于不朽者也。是以一地土常轉法輪。百千人天俱蒙解脫。善神滿國。惡龍出境。而頃年講師之舉。不允格意。國分之僧。還多放逸。福田荒而不耕。農畝競而訟利。鐘磬絕響。六時无聽。香火止烟。三業彌倍。諸國滅罪之理。不可焉。然若與樂之職。必須勤慎。宜重先知講讀師六時修行同作。定額寺相寺。檢案若有違行者。錄

名言上。

仁壽三年六月廿九日

太政官符 應定國分寺僧尼闕替事

右檢按內。去天平十四年五月廿八日。下畿內及七道諸國符傳。奉去天平十二年二月十四日勅。處分每國造僧寺。必令有少僧者。仍取精進練行操履可稱者度之。其雖可稱。不得即度。必須數歲之間。觀彼忠性。始終无變乃聽入道者。而國司等不精試練。每有孔闕。妄令得度。今被大納言正三位藤原朝臣是公宣。傳奉勅國分寺僧。死闕之替。宜當土僧之中。擇堪為法師者補之。自今以後不得新度。先申闕狀。得報施行。但尼依舊。

延曆二年四月廿八日

太政官符 應自京所入諸國々分寺僧路次完。供養並傳馬事

右太政官今月三日。下七道諸國符傳。依太政官去延曆二年四月廿八

日。下七道諸國符。擇推京寺之僧。補入國分闕。而頃年間繼徒去日唯授公驗。不完食馬。今被右大臣宣。傳印傳之設。本備遞送。宜自今以後。僧身及童子一人。令完供養公乘者。諸國亦知。依宣行之。其給法在僧日米二升鹽二勺。從日米一升五合鹽五撮。立為恒例。

弘仁七年五月三日

太政官符 應補國分金光明寺僧闕事

右案去天平十三年二月十四日格。傳每國造僧寺。心必令今有少僧。若有闕者。即須補滿。延曆二年四月廿八日格。傳今國司等。不精試練。每有死闕。妄令得度。理不可然。宜死闕之替。擇當土僧之中。堪為法師者。補之。先申闕狀。待報行之。自今以後。不得新度者。頃年停前件格。簡京諸寺僧心願者。補闕所。被右大臣宣。奉勅。如聞僧等或重在本寺。或嘉從師主。至于入國分寺。心願在蓋寡矣。自是法會之場。僧員不備先朝之制。於茲有闕失。消禍殖福。釋教為本。弘道利物。必由其人。自

今以後心願之外。宜擇當國百姓年紀六十已上。心行既定。始終无變者。度之。

弘仁十二年十二月廿六日

太政官符 應諸國國分寺僧廿口之內。令得度年分五人。事
右得 太宰府解 傳。觀音寺講師傳燈大法師位光豐。傳依太政官去弘仁
十二年十二月廿六日符。度六十已上三人。既以老耄之極。始入甚深之
道。勤學修行。更无如何。至於梵唄散花。用音之事。令會集者。掩口大
笑。加以三綱之職。事多未鹽。修理堂塔料。日本後紀曰。濟供養。曾無強
堪者。破寺食供。莫大於斯。望諸年廿五以上者。五人每寺聽度。固擇寸
行。紆偽。死亡之替。相續將度。庶幾駐佛日於欲沒。建法幢於將倒
者。府加覆審。所陳有實。仍請官裁者。中納言兼左近衛大將從三位行
民部卿清原真人夏野宣奉勅。依請。自餘諸國亦宜準此。

天長五年二月廿八日

太政官符 應納國庫國分二寺僧尼度緣戒條事

右得 佐渡國解 傳。被治部省去承和十年六月十四日符。傳被太政官今
月四日符。傳檢按內。太政官去弘仁四年二月三日下。同省符傳。右大臣
宣奉勅。僧尼有身死并遷俗。其度緣戒條。早令進省。今即奉終申官毀
之。庶令奸人屏跡。法流自澄。者而今諸國請補。僧尼死闕之日。不進度
緣。是猶所司疎略取致也。今被大納言正位。兼行右近衛大將民部卿陸
奧出羽按察使藤原朝臣良房宣。傳補國分二寺僧尼之闕。先進度緣。然
後補之。若乖此旨。科違勅罪者。今國司等加覆審。僧尼度緣。或隨身遊
行他國。或挾奸偽。紛失因死已之後。無由披求。坐請準國司任府。續收
國庫。其身死。補替之日。隨即將進官謹請。官裁者。同宣依請。諸國亦宜
准此。

承和十一年十一月十五日

太政官符 應停定額寺資財帳進官事

○國分寺志科

右被大納言從三位神王宣。傳奉勅準例。五畿內七道諸國定額諸寺。資財等帳。附朝集使。每年進官。自今以後。宜停進之。但迂替國司相續檢校其國分二寺。一依先例。

延曆十七年正月廿日

續日本後紀

承和元年四月丙戌。勅防灾未萌。兼致豐稔。修善之力。職此之由。宜令畿內七道諸國。擇國內行者。於國分僧寺。三箇日內。晝則轉金剛般若經。夜則修藥師悔過。迄于事畢。禁斷殺生。亦如有疫癘處。各於國界。攘祭勢在精進。必期靈感。

同四年二月乙未勅曰。令人王安德。黎庶和樂。不如十一面大悲秘密神呪之力。宜普告五畿內七道諸國。請淨行僧七口於國分寺。一七日夜薰修十一面之法。

同六年五月癸未。和泉國言。以在和泉郡安樂寺。為國分寺。置講師一員僧十口。但不置讀師。依請許之。同六月丁丑勅。國分尼寺。建立自遠。一則名為金光明護國寺。一則號為法華滅罪寺。先帝救世利物之法。遠傳不朽者也。而頃年僧寺安居之會。獨講最勝王經。尼寺滅罪之場。無說法華妙典。所設法藏用有不同。是忍而不行。恐修善闕如。宜令五畿內七道諸國。安居之會。先於僧寺。講最勝王經。次於尼寺。講法華經。所願無二無三之勝理。開示國家除災植福之大善。廣被衆庶。

同九月己亥勅。如聞所以神護景雲二年以還。令諸國分寺。每年起正月八日。至于十四日。奉讀最勝王經。并修吉祥悔過者。為消除不祥。保安國家也。而今講讀師等。不必其人。僧尼懈怠周旋乖法。國司檢校亦不存心。徒有修福之名。都無殊勝之利。此則縑素異處。不相監察之所致也。宜停行國分寺而於廳事修之。自今以後立為恒例。

同八年六月庚子朔勅。頃者甘雨屢降。苗稼滋茂。此則修善之功。時致感

應。宜令內外諸道。准去四月二日格旨。返于秋收。國司講師卒。國分僧。轉讀金剛般若經。令祈豐年。

同九年三月庚戌。又勅。若非攘未然。恐班時失時。宜仰五畿內七道諸國。簡修行不遜者二十人。於國分寺。三箇日間。晝讀金剛般若。夜修藥師悔過。修善之比。禁止殺生。佛僧布施。以正稅宛之。若有天行之處。國司到境下。令防祭疫神。精進齋戒。共禱豐稔。

同十年正月丁酉勅。如聞疫癘間發。夭死者多。加之狂花發兮。示不祥。宜始自來二月。迄于九月。每八日。令十五大寺。及七道諸國國分二寺。并定額寺名神等寺。講仁王般若經。

六月辛酉制。去弘仁四年二月初。僧尼有身死并還俗。其度緣戒牒。早令進省。省即年終。申官毀之。宜諸國國分二寺僧尼度緣。死闕之日。依前令進。但請補國分二寺僧尼之闕。先進度緣。然後補之。若乖此旨。科違勅罪。

十二月乙卯。以能登國郡內定額大興寺。始為國分寺。

庚午山城國正月吉祥悔過。自弘仁十二年。依官符旨。於國廳修焉。始自是歲。復舊令。修於國分寺。

同十一年二月丙辰。能登國言。依去年十月十七日官符。以定額寺。為國分寺訖。望請停讀師被。給講師者。勅依請許之。

己卯參河國言。永停任讀師。以其布施物。充用造寺料。其法會之時。以國分僧薦次第行之者。勅依請許之。

四月壬戌。太宰府言。管大隅薩摩壹波等國島選人任職。大小是同。除災祈福。彼此不異。方今北國皆有講讀師職。修正月安居等事。而伴國島。既無講讀之職。還失鎮護之助。加以國分二等雜物觸類頗多。既無綱維。令誰檢領。望請准諸國之例。置講讀師。者府司商量。所陳有理。望請准管內諸國博士醫師之例。府司於觀音寺。與彼講師。共簡試部內精進練行。智德有聞。堪任講筵。終始無變者。將補任之者。勅。講師依請補。

任。讀師者莫更置之。但安居看會之日。依延曆廿五年三月格。以國分僧次第講之。

同十二年三月己巳。武藏國言。國分寺七層塔一基。以去承和二年為神火所燒。于今未構立也。前男余郡大領外從八位上壬生吉志福正之奉為聖朝。欲造彼塔。望請言上殊蒙處分者。依請許之。

同八年九月丁丑。以加賀國勝興寺為國分寺。准和泉寺。國只置講師一員僧十口。其僧者便分割越前國々分寺僧廿口之內。

文德實錄

嘉祥三年四月壬戌。飛驒國講師傳灯滿位僧德嚴。上奏諸國國分二安居。修行為國誓念。而此國舊來不修此法。論之佛理。可謂闕如。請准諸國。每年薰修許之。

仁壽三年五月壬寅。亦詔太宰府。於觀音彌勒兩寺並四王院香椎廟管內

國分寺。讀大般若經。

十二月甲子。陰陽寮奏言。使諸國郡及國分二寺。據陰陽書法。每年鎮害氣。從之。

齊衡二年五月癸亥。加賀國分寺。置布薩戒本田二町。同三年九月癸丑。散位從五位上春枝王卒。春枝四世從五位下仲嗣第八之男也。為人謙退。敬崇佛道。弱仕嵯峨太上天皇。承和初為越後介。頗有政績。十年正月叙從五位下。時當諒闇。殊擇治國者。春枝預此選叙之。即為能登守。彼國累年荒廢。百姓煩擾。春枝到國。比及三年。國漸興復。民得安。上請以定額大興寺。為國分金光明寺。安居之講。自此勤修。梵唄之響。晝夜無林。

延喜式二十六主稅上

諸國出舉正稅公廩雜稻

○國分寺志料

阿波國正稅公廩各廿萬束。國分寺料一萬四千束。文殊會料二千束。修理池溝料三萬束。道橋料五百束。救急料六萬束。

凡諸國國分二寺。各起正月八日迄十四日。轉讀最勝王經。其布施。三寶絲卅斤。僧尼各純一疋。綿一屯布二端。定座沙彌各布二端。但供養用寺物。

凡諸國金光明寺安居者。三寶布施絲卅斤。講讀師法服。各純五疋。布施講師純十疋。綿廿斤。布廿端。讀師純五疋。綿十斤。布十端。呪願散花唄等僧。各純二疋。綿四斤。布四端。聽衆僧尼。各純一疋。布一端。定坐沙彌綿二斤。布二端。講讀師從沙彌各布二端。其供養講讀師日米各六升四合。飯料二升。鹽粥四合。雜餅四升。大豆小豆各五合。油二合。醬酢未醬各一合。海藻滑海藻茶期各三兩。大蕪菜芥子各一兩。紫菜二合。鹽一合二勺。定座沙彌講讀師從沙彌各日米一升五合。飯料餘物減半。並用正稅。太宰觀世音寺。用筑前正稅。

凡諸國春秋二仲月。各一七日於金光明寺。請部內衆僧。轉讀金剛般若經。其布施三寶綿十屯。僧各布一端。但供養用本寺物。若無國分寺。及部內無物寺者。並用正稅。

凡諸國講師年中供養。日米二升四合。二升飯料。四合鹽粥。鹽六勺。醬酢各六勺。未醬一合。海藻三兩。大蕪菜芥子各一兩。從沙彌一口。日米一升五合。餘物減半。童子一人。米一升。鹽一勺。其料用國分寺物。若不足者用部內寺物。讀師亦同。

凡諸國分寺僧尼者。待玄蕃寮移。隨其定數。許行布施供養。

凡在京僧入諸國國分寺者。路次國充馬。食。僧日米二升。鹽二勺。童子一人。日米一升。五合。鹽一勺。五撮。

同治部式

凡諸國附朝集稅帳等使。所送國分二寺雜公文。勾勘畢。即具狀移式部民部等省。

○國分寺志料

同玄審察式

凡諸國國分二寺。依僧尼見數。每寺起正月八日迄十四日。轉讀金光明最勝王經。其他物。用當處正稅。數見主稅式

凡諸國起正月八日迄十四日。請部內諸寺僧於國廳。修吉祥悔過。國分寺僧

專讀最勝王經不預此法惣計七僧法服。并布施料物。混合准價平等。布施並用正稅。

其供養亦用正稅。並見主稅式但太宰觀音寺。於本寺修之。其布施法服。准

諸國數。用府庫物。

凡諸國金光明寺安居。講說最勝王經。居會其布施用當處官物。數見主稅式

凡諸國國分寺僧尼。以去年定數。勘注一卷。當年三月一日。移送主稅

寮。

凡國分寺僧度緣。無公驗者。不得預正月安居等請。凡僧綱每歲首。遍

訪求諸大寺僧。情願國分僧者。不論少數多小。細記年薦并願國。正月卅日

以前。經省察申官。若申國分寺僧死闕。即便補之。

凡諸國國分寺僧有死闕者。簡擇京諸寺僧堪為法師者。申省。省申官補之。諸寺僧無心願者。擇百姓年十六已上者。新度補之。但寺別令有壯年者五人。若見僧心願之內。壯年滿此數。不聽更新度。其尼者講師與國司簡定。申官度之。

凡大和國國分二寺者。便以東大寺為僧寺。以法華寺為尼寺。其僧尼者各依本數。分配二寺。若有闕者。各取當寺僧操履可稱者。申省補之。

凡和泉國安樂寺。伊豆國山興寺。加賀國勝興寺。能登國大興寺。並各為國分寺。置僧十口。壹波島直氏寺為島分寺。置僧五口。

凡國分二寺田。令三綱耕營。永奉三寶之用。

凡諸國所徵。填修理國分二寺料。稻率分之數。移送主稅寮。凡伊勢國多度神宮寺僧十口。度緣戒牒。准國分寺僧。勘納國庫。補替之日。副解文進官。

○國分寺志料

凡天皇即位。則講說仁王般若經。一代一日朝哺二座講畢。宮中諸殿省
 寮等廳。隨便莊嚴。設百高座。或近京諸寺及畿內國分寺。或廣及七道諸國
 到裝束畢。其一堂設高座一具。請七僧講讀。或遠近共用。同日或符
 日高座。佛供養前二人。大極殿及紫宸殿後殿。及諸司主典以上。王講讀
 堂童子四人。以下六人。師并衆僧前或四人或二人。大極殿講師前。及衆僧前。各五位。王二人。六位。以下官人二人。
 紫宸殿後宮院東宮。並講讀師衆僧前。各五位。二人。六位。以下二人。預任行事司。中
 下二人。目餘或五位。二人。六位。以下二人。或六位。以下二人。預任行事司。中
 納言一人。參議及少辨以上各一人。五位二人。六位以下臨時定之。五位以
 六位以下。即行事司差充職掌。各供其事。裝束堂及僧房出納。並以京官及
 諸國司奉使在京者充之。其人數者。量事定之。當齋會日。禁斷殺
 生。

堂裝束
 釋迦牟尼佛并菩薩羅漢像一鋪。備佛堂一具。蓋一條。繡仁王般若經一部
 二卷。備經囊一口。經臺香華案一脚。備香一條。香二瓶。火爐燈臺一基。散花

案二脚。備褥及祀各一條。帶行香案一脚。備褥一條。火爐一幡廿流。磬一基。
 加鐘一口。加炭丸五枚。取火盤二口。懸幡緋綱十條。高座一具。禮版榻二
 脚。茵二枚。疊二枚。法用座料敷地料。庸布十段。若非敷板屋者。鎮子料鐵廿
 廷。折薦茵十枚。定坐沙席二枚。堂重諸堂悉依此數。但太極殿者。佛臺便
 用高御座。又有五大菩薩像五鋪。榻五脚。加聖僧榻一脚。加香案一脚。花
 案一脚。布施案一脚。加褥并又加鎮子鐵四十廷。敷地料改用調布廿端。
 自餘雜物。所司供設。

右諸堂所設如件。其佛像經等雜調度。及高座榻案等類者。京畿諸
 國依件儲備。當有會事。便以供用。
 講師法服

九條袈裟一條。料絹七條袈裟一條。尺三丈八寸五條袈裟一條。尺三丈七寸蔭脊一條。
 三帔一領。尺二丈二幅座具二枚。四衫一領。尺三丈汗衫一領。尺三丈浴衣一領。二幅袈一腰。
 三丈表袴一腰。二丈綿袴一腰。五尺綿一屯。禪一腰。帶并袴腰料六尺。湯巾料

○國分寺志料

望陀布一條。二丈襪一兩料。束繩三尺四寸。鐵鉢一口。鉢幣一口。料絹六尺。二寸綿九兩。中納料調布九尺五寸。烏子瓶一口。烏子瓶幣一口。料絹一條。長九寸五分。幣料油絹一尺四寸。裏料絹一尺四寸。剃髮刀子一枚。刀子一具。針一枚。針筭一合。澡豆壺一合。頭巾一條。剃髮巾一條。受剃髮巾一條。手巾一條。以上各長三尺。唾巾曝布一條。一丈。高鼻履一兩。

讀師法服

九條袈裟一條。蔭脊一條。被一條。座具二枚。衫一領。汗衫一領。裳一腰。綿袴一腰。綿一屯。禪一腰。帶并袴腰料純六尺。湯巾料望陀布一條。襪一兩。頭巾一條。手巾一條。唾巾曝布一條。已上丈尺。高鼻履一兩。

右講讀二師三衣什物。依件備供。若倉卒不堪縫作者。即以純綿等相換供之。講師純三疋庸綿廿斤。讀師純二疋庸綿十斤。

布施
三寶布施細屯綿十屯。唯供太極殿講堂自餘不須。講師絹三疋。調布十端。或以庸綿五十斤代之。

讀師絹二疋。調布六端。或以庸綿卅斤代之。法用調布二端。或以庸綿十斤代之。定坐沙彌商布一段。或以庸綿二斤代之。

右布施者以京庫物充之。其諸國者准當土估以正稅買用。

凡諸寺燈油者。太寺用當寺物。但東西寺用官家功德分封物。其諸國國分二者。并諸定額寺。別稻一千束已下。五百束已上出舉。以息利買用之。長夜二合。短夜一合五勺。八月九月十月十一月十二月正月為長夜。二月三月四月五月六月七月為短夜。年別附稅帳使。申送官。下察勘會。

凡諸國講讀師者。察與僧綱俱。孟冬一日簡定。牒送省。其牒僧綱盡署。但便據綱所印。其牒不留察家。副察解送省。省亦加解文共進官。即經奏聞。明年二月以前下任符。其裝束程准俗官法。若有事故。安居以前不到。便令前講師或國分僧堪之者。且為講說。其供養布施料者。隨各講經日數分充。

政事要略五十五之卷

太政官符五畿內七道諸國司

雜事三箇條

一應舉填式數條條數。理國分寺稻事修善寺功德是受領功課事

右勘解由使解備。謹。天平十六年七月廿二日詔書備。四畿內七道諸國別割取正稅四萬束。以入國分僧尼兩寺。各二萬束。每年出舉。以其恩利永支造寺用。但志摩國分宛。尾張國壹波島分宛。肥前國多祇。對馬不在入限者。神護景雲元年十一月十二日。勅書備。諸國國分寺塔。及金堂或既朽損。由是天平神護二年。各仰所由。以造寺料稻。隨即令修。而諸國緩怠。曾未修造。非唯露穢尊像。亦輕慢朝命。宜早隨壞修造。不得更怠者。而今諸國每申未納。動減件新。或國僅舉半分。或國殆絕本。頻伏檢言上。不與解由狀。實錄帳所注。載國分二寺堂塔雜舍佛像資財等。大破朽損。觸色多數。不可勝計。縱舉

填或數。猶難修理。况無彼料。更施何術。爰于不獲止之損色。申請正稅。究用修理。是則減者式類不勤。舉填之所致也。既而堂舍破損。逐歲月而彌陪。佛像暴露。隨風雨以易侵。先皇御願。豈可如此字脫力水旱疾疫恐自。此生望請件修理料稻。全舉填或數。永預國司。講師將令勤行。修治之事。須往年減省國々。以正稅並別納租穀。例用遺及通三寶布施料等。漸加舉。令填本數。若違新制。無意舉填。不事修造。猶致壞物。留以懲怠慢。又有願累年之損。成不日之功者。擢之不次。殊加優賞。然則先朝堂構。致修治於明時。暴露尊容。期興隆於後代者。從三位守大納言兼行民部卿中宮大夫平朝臣伊望。同宣奉。勅依請者。以前條事如右諸國承知。依宣行之。符到奉行。左少弁正五位下兼行博士伊豫介大江朝臣。外從五位下左大史尾張宿禰。

天慶二年二月十五日

○國分寺志料

勘解由使勘判抄

國分寺堂舍破損

无款判云。申破中破以上者。令前司並同任翰料。見任修理待了放還。少破者見任之吏。以修理料造。

又同堂金並雜物破損無實。

同判云。堂舍並倉。及資財者。前司同任並講讀師三綱等。出料物。見任修理。並待畢放還。

同判云。見任申官。以通三寶施料修理。

筑後 前司宗守

資財雜物

又云。國分寺无實者。須令前司同任講讀師三綱填納。定額寺无實者。令講讀師三綱檀越等填之。

肥前 小野保衡

常款判云。无實者。失由不明。事涉盜犯。須見任令前司並同任吏講讀師三綱等。填償待畢放還。破損者式亦三。大中破。品皆是小破也。須後司相承。以例料修理。但佛像資財等破損者。見任申請。通三寶料修。莊嚴。莫拘前司。

甲斐 前司藤望江

又云。中破已上。急經款令。須同共。國分寺堂舍者。以料若例料。山破損者。申官請料。

天慶元年判

加賀 守源中明

先例會款者。中破以上申官請料。而當時長官議不云々別大小以例料。

又云。國分寺並諸定額寺佛像堂舍无實。破損稱前以往无實破損者。放還已上之事。為并濟了。然則可謂前司任中所致也。无實者。失由不明。事涉盜犯。須國分寺者。令前司並同任吏講讀師三綱等。修填待畢放還。定

額寺。寺者令別當三綱檀越等。修填待畢放還。講讀師破損者。不修理。息前司會款。須見任相承。國分寺堂舍者。以例料若不足者。申官請料。佛經資財者。申請通三寶布施料修理。莫拘前司。定額寺不論大中破。以田園地利。與講讀師共加檢校。修理莊嚴。

天慶五年判

下野 使藤方向

非常款。判云。不修填息事。經恩蕩湏後司相承不別。前司无實破損。佛菩薩破損。及資財无實破損者。申請通三寶布施料。堂舍破損者。以例料。无實者申請料物。與講讀師共。修填修理。

將門記云。與書云。承德三年正月廿九日於大智房。以二月廿九日。追着信濃國少懸郡國分寺之邊。

三代實錄

貞觀三年正月廿一日丙辰。是日宣詔。山城河內和泉攝津及七道諸國司。近來奉修理東大寺大毗盧遮那佛像。工夫既成。仍來三月十四日。當設无遮之大會。極莊嚴之妙態。宜自十一日至廿日。禁斷殺生。至會日。於國分二寺。各開齋會。請集部內僧尼。普及供養。其料物使用正稅。其大宰府於觀音寺修之。令導師具演事由。兼令會集僧尼。俱稱讚盧舍那佛號。乃至無知小民。教作是念。我等知識所奉修理毗盧舍那。今日至心應奉供養。我亦運心專念同就。廣行功德。但先帝准據本願天皇之弘誓。以八幡大菩薩為主。天下名神。及萬民為知識。衆初行修理。今至當時。此事遂成。始終殊殊。德業惟一。然則使八幡大菩薩。別得解脫。令諸餘名神。神力自在。本願天皇。及先帝御靈。乃至開闢以來登遐聖靈。同類薰修。早開覺花。爰及當今。表裏夷安。風雨順時。年穀豐稔。以此為基。當遍法界。不論自他。修證菩提焉。

八月十七日戊午。宣告五畿七道諸國。云佛頂尊勝陀羅尼功德勝利不可
思量者也。故波剌殞身。邀大士於五臺窟。善住繫念脫極苦於七返生。宜
令書寫梵本。安國內諸塔。若無牢固可易損弊。須鑿心柱。深藏其中。
凡厥功力所感。只有虔心。亦須國司當日清食。於國分寺。令講讀師燒
香散花。供養諸尊。迴向法界。但定額寺令三綱修之。其無塔寺。不在
此限。

同四年十一月廿五日己丑。先是從五位上行但馬權守豐井王。割公麻
造幡十八旒。各長一丈五尺。施入國分寺。請官裁云。永附官帳。以資御
願。太政官處分。依請焉。

同五年二月廿一日甲寅。勅能登國置國分寺布薩戒本田三町。

四月三日乙未。先是伯耆講師傳燈法師位僧賢永奏言。年來五穀不登。百
姓窮弊。加之疫病頻發。死亡者衆。賢永奉爲國家。誓願佛力精誠修感。頗
知靈驗。由是割留供料。圖書寫一萬三千佛。并觀世音菩薩像。及一切

經。貯穀百斛。以資燈炷。請安置國分寺。及付國司。其穀每年出舉。勿
斷燈明。詔許之。

同七年正月四日丙戌。去年陰陽寮奏。明年可有兵疫之災。近日天文博
士奏。應警兵事。於是勅僧綱曰。防災未萌。延慶將來。誠是佛法之力。
經王之功也。宜一七日間。令十五大寺。奉讀大般若經。其所攝諸寺。金
剛般若經。又下符五畿七道。傳國司講師相共齋誡。從符到日一七日間。
於國分寺及有供料定額諸寺。轉讀同經王。

二月十日壬戌詔曰。皇乾播德。亭毒之功自高。哲匠裁規。撫臨之道斯廣。
是知致庶績於知平。唯資惠愛。驅黎元於富壽。實在憂勞。朕以庸虛。恭承
緒業。位雖尊於宸極。化未洽於域中。所以宵衣旰食。旰食兢懷。欲使
四海無凶札之嗟。八荒絕烽燧之警。然素情弗顯。玄感猶賒。孤負靈心。招
以變異。去冬太宰府言上。在肥後國阿蘇郡。神靈池經淫雨而無增。在
亢陽而不減。而今無故沸騰。行溢他縣。龜筮所告。兵疫爲凶。朕之中腸。

水谷最切。夫備德塚禍。既有前聞。行善獲殃。非無往鑒。宜每寺兼修。每社走帶。賴茲冥祐。防彼咎徵。又鰥寡孤獨。不能自存者。量加優賑。使得支濟。又天安二年以往。租稅未納。皆勿譴責。一從蠲除。所冀至精。廣被。消霧露於無形。潛衛傍通。靜風塵於未兆。布告遐邇。俾知朕意。是日太政官。頒下詔書於五畿七道曰。今稽詔書。每寺兼修。每社走帶。賴茲冥祐。防彼咎徵。又鰥寡孤獨。不能自存者。量加優賑。使得支濟。又天安二年以往。租稅未納。皆勿譴責。一從蠲除。夫佛法所崇。尤在誠信。神明所感。寔資潔清。今須國司講師相齋戒。從符到日。一七箇日。於國分寺及有供定願寺。令轉讀金剛般若經。讀經之間。禁斷殺生。又國內所有大小諸社長官。躬親潔齋奉帶。其料用正稅。又鰥寡孤獨。不能自存者。以救急義倉內開。國司相量給之。又天安二年以往租稅未納。載所司文簿者。咸從原免。

五月八日戊子。是日勅充對馬島分寺三綱供。其料用三寶布施大豆百斛。

息利。

同八年五月八日辛亥。常陸國久慈郡人。椿戶門主嘉祥三年出家。度補國分寺僧。今自修解文。稱親父官成任。久慈郡權主政。貞觀六年死。弟妹多數。無人育養。望請返附本貫。以繼家業。詔許之。

同九年五月廿六日甲子。造八幅四天王像五鋪。各一鋪下。伯耆出雲石見隱波長門等國。下知國司曰。彼國地在西極界。近新羅。警備之謀。當異他國。宜皈命尊像。勤誠修法。調伏賊心。消却灾變。仍須甄擇地勢高敞。瞰賊境之道場。若素无道場。新擇善地。建立仁祠。安置尊像。請國分寺及郡內練行精進僧四口。各當像前。依最勝王經四天王護國品。畫轉經卷。夜誦神咒。春秋二時。別一七日。清淨堅固。依法兼修。

同十三年十二月十四日乙卯。陰陽寮言。明年當有天行之灾。又古老言。今年衆木冬華。昔有此異。天下大疫。勅令五畿七道諸國。頒幣境內諸神。於國分二寺。轉經禱冥助於佛神。銷凶禮於未萌。

同十四年五月卅日己亥。駿河國國分寺別堂。有大蛇。吞般若心經三十卷。覆爲一軸。觀者以繩結蛇尾。倒懸樹上。小選吐經。蛇落地半死。俄而更生。

同十五年二月廿三日戊午。陰陽寮言。今茲天行應慎。稼穡不登。以歲當三合也。詔五畿內七道諸國。班幣境內名神。并於國分及諸定額寺。限以三日。晝則轉經。夜則禮懺。薰修之間。禁斷殺生。國司講師齋潔。至誠祈佛神之冥助。消災疫於未然焉。

十二月七日戊戌。先是陸奧國言。停夷滿境。動事叛戾。吏民恐懼如見虎狼。望請准武藏國例。奉造五大菩薩像。安置國分寺。肅蠻夷之野心。安吏民之怖意。至是許之。

同十七年三月十三日丙申。太政官下符太宰府。令造對馬島分寺料幡一十六旒。以彼島例。奉公之大豆充其價直。緣島司之請也。

十二月十三日壬戌。勅令五畿七道諸國。奉幣境內名神。及國分二寺諸

定額寺。屈僧七口。限以三日。晝轉金剛般若經。夜念藥師觀音號。明年當三合。豫豫除水旱疫兵喪火災。

元慶元年八月廿二日庚寅。出雲國言。神護景雲二年正月二十四日。奉官符。畫吉祥天像一鋪。安置國分寺。每年正月薰修其法。年稍久。丹青銷落。貞觀十三年。講師傳燈滿位僧藥海。改造木像高五尺。是日克其料三寶布施穀三百斛。

同五年十月三日戊寅。相模國々分寺金色藥師丈六像一體。挾侍菩薩像二體。元慶三年九月二十九日。遭地震。皆悉摧破。其後失火燒損。望請改造以修御願。又依太政官去貞觀十五年七月二十八日符。以湧河寺爲國分尾寺。而同日地震堂舍頽壞。請仍舊以本尾寺爲國分尾寺。詔並許之。

同八年四月廿一日辛亥。伊豆國司言。國分法華寺。承和三年失火燒亡。其後以定額寺爲法華寺。請將新建。其料可用。修理國分并通三寶布

施料聽之。

仁和三年五月五日丁未。美濃國司上言。國分寺災。梵宇佛殿一時成燬。爐席田郡定額尼寺殿堂宏麗。令修御願。請為國分寺。許之。

扶桑略記拔萃

聖武天皇下

天平十三年三月十四日。天下諸國勅造。四天王護國僧寺。賜住僧廿人。封五十戶。水田四十町。又詔宜令天下諸國。各敬造七重塔各一區。并寫金光明最勝王經。妙法蓮花經各一部。又別朕寫金字金光明最勝王經。各令置一部。又令造尼寺。其名為法花滅罪寺。置十尼。苑水田十町。以藤原大后宮為法花寺。

(終)

或云此材料野口年長所鈔也。國分寺志材料恐不悉于此。欲繼而鈔于他書未暇也。

近藤 瓶城 識

明治二十六年十二月廿五日印刷
明治二十六年十二月廿八日發行

定價金貳拾錢

編集者

近藤 瓶城

東京市小石川區
指少谷町七番地

印刷者兼

近藤 圭造

東京市麹町區飯田町
五丁目二十六番地

發行所 近藤活版所

東京市麹町區飯田町
五丁目二十六番地

69
50

5
10

